

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理があったものとみなされるもの(ク)

国民健康保険医等の登録があったものとみなされるもの(ク)

管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)

管理美容師資格認定講習会の指定(ク)

森林病虫害の駆除命令(二件)(森林保全課)

松くい虫の特別伐倒駆除の命令(ク)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
加 地 喜美代	鳥薬第九〇〇号	平成六年七月二十六日
二五田 智代	鳥薬第九〇一号	平成六年七月二十八日
川 崎 孝之	鳥薬第九〇二号	平成六年八月一日

### 鳥取県告示第六百五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第三項の規定に基づき、療養取扱機関の申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	申出の受理があったものとみなされる年月日
鳥取県西部歯科保健センター	米子市西三柳一〇四―一	平成六年六月一日
国谷歯科医院	西伯郡名和町大字御米屋一六四	〃
若原内科外科医院	米子市三本松一丁目六―三	平成六年六月十五日
福田歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜三九八―一	〃
医療法人社団 辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎六〇五―一	平成六年七月一日
西村快復堂薬局	米子市日原八一〇―三	平成六年六月一日

鳥取県告示第六百六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録があったものとみなされる年月日
津本 順史	鳥国医第四、九六九号	平成六年六月六日
石賀 清美	鳥国医第四、九七一号	平成六年六月十四日
高野 友爾	鳥国医第四、九七二号	〃

松浦 隆彦	鳥国医第四、九七三号	〃
福嶋 寛子	鳥国医第四、九七四号	〃
三原 悦子	鳥国医第四、九七五号	〃
石原 美香	鳥国医第四、九七六号	〃
山崎 和雅	鳥国医第四、九七七号	〃
西村 友紀子	鳥国医第四、九七八号	〃
松島 浩子	鳥国医第四、九七九号	〃
山田 真由美	鳥国医第四、九八〇号	〃
松浦 一貴	鳥国医第四、九八一号	〃
小谷 勇	鳥国医第六四〇号	〃
土井 理恵子	鳥国医第六四一号	〃
須藤 昌紀	鳥国医第六四二号	〃
清水 久哉	鳥国医第六四三号	〃
森田 保久	鳥国医第六四四号	〃
岩田 康裕	鳥国医第四、九八二号	平成六年六月二十日
馬場 高志	鳥国医第四、九八七号	平成六年七月一日
長岡 夕子	鳥国医第八八七号	平成六年六月三日
吉田 美穂	鳥国医第八八八号	平成六年六月六日
牧田 佳世	鳥国医第八八九号	平成六年六月八日

平岩陽子	鳥国薬第八九〇号	平成六年六月十日
宮本佳奈	鳥国薬第八九一号	平成六年六月十三日
森本幸弘	鳥国薬第八九二号	〃
大村良子	鳥国薬第八九三号	平成六年六月十七日
井上浩範	鳥国薬第八九四号	平成六年六月二十日
山本晴美	鳥国薬第八九五号	〃
上林照彦	鳥国薬第八九六号	〃
山本知子	鳥国薬第八九七号	平成六年六月二十八日
山下滋	鳥国薬第八九八号	平成六年七月四日
宮本治枝	鳥国薬第八九九号	平成六年七月十一日

**鳥取県告示第六七七号**

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の三第二項の規定による管理  
理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成六年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び住所

財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都港区赤坂二丁目一九一八

二 講習期間

平成六年九月十九日から同年十一月二十八日まで

三 講習日程及び講習場所

講 習 日 程	講 習 場 所
第一日 平成六年九月十九日	東伯郡東郷町大字旭一三三 国民宿舍水明荘 倉吉市上井一丁目一五六 株式会社新日本海新聞社中部本社
第二日 平成六年十月十七日	
第三日 平成六年十月二十四日	
第四日 平成六年十月三十一日	
第五日 平成六年十一月十四日	
第六日 平成六年十一月二十一日	
第七日 平成六年十一月二十八日	
第八日 平成六年十一月二十八日	
第五日 平成六年十一月七日	

四 受講料

一人 一万七千円

五 問合せ先

〒六八〇 鳥取市南吉方一丁目七一―二

鳥取県理容業環境衛生同業組合  
(〇八五七―二七―七二〇四)

**鳥取県告示第六七八号**

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の二第二項の規定による管理美  
容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成六年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び住所

財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都港区赤坂二丁目一九一八

二 講習期間

平成六年九月十九日から同年十一月二十八日まで

三 講習日程及び講習場所

講 習 日 程	講 習 場 所
第一日 平成六年九月十九日	東伯郡東郷町大字旭一三二 国民宿舍水明荘
第二日 平成六年十月十七日	
第三日 平成六年十月二十四日	
第四日 平成六年十月三十一日	
第五日 平成六年十一月十四日	
第六日 平成六年十一月二十一日	
第七日 平成六年十一月二十八日	
第八日 平成六年十一月二十八日	
第五日 平成六年十一月七日	倉吉市上井一丁目一五六 株式会社新日本海新聞社中部本社

四 受講料

一人 一万七千円

五 問合せ先

〒六八〇 鳥取市南吉方一丁目七一―二

鳥取県美容環境衛生同業組合

(電話〇八五七―二二―四二三三四)

鳥取県告示第六百九号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、  
同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する

同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成六年九月二十日から平成七年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において損失保償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第六百十号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、  
同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する  
同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区 域

県下全域

2 期 間

平成六年九月二十日から平成六年十月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、航空機を利用して薬剤の散布を行うこと。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において損失保償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第六百一十一号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第二項において準用する森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区 域

県下全域

2 期 間

平成六年九月二十日から平成七年二月二十八日まで

二 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破碎又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

三 その他必要な事項

- 1 二に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 二に掲げる措置として破碎を行う場合は、次によること。
  - (一) 枝条は、焼却すること。
  - (二) 破碎後の木片の厚さを六ミリメートル（木材チップパーにより破碎する場合にあつては、十五ミリメートル）以下とすること。
- 3 二に掲げる措置を行った場合において損失保償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。